

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日

2. 目標と取組内容

目標 ① 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

- ・男性社員・・・取得率を50%以上にする
- ・女性社員・・・取得率を80%以上にする

<取組内容>

●令和7年（2025年）4月から

育児休業取得について社内報などで社員へ周知。

年度毎に毎月の取得状況を集計し把握する。

●令和7年（2025年）4月から

休業者の業務カバー体制の検討。（業務体制の見直し、代替担当者の確保）

目標 ② 従業員の所定外労働時間を1人1日当たり平均1.5時間未満とする。

<取組内容>

●令和7年（2025年）4月から

所定外労働時間を毎月集計し把握する。

●令和7年（2025年）4月から

所定外労働時間過多の社員の要因分析等を行う。

以上